

# ソフトウェアのご購入をご検討中の中小企業様へ 中小企業経営強化税制

税制期間: 2017年 4月 1日~2021年 3月 31日

## “ソフトウェアの導入を決断するチャンスです”

midas iGenとGTS NXが中小企業経営強化税制の対象設備(生産性向上設備・A類型)としてJISA※に登録されました。

※JISA:一般社団法人情報サービス産業協会 (Japan Information Technology Services Industry Association)

### 建設分野 対象プログラム



**GTS NX** Ver.210

#### 地盤分野汎用解析システム

GTS NXは最先端Pre-Postと解析機能を搭載した新しい概念の地盤汎用解析プログラムです。最新のOS環境変化に合わせて64ビット、並列処理を適用した統合ソルバを搭載しており、初心者でも使いやすいように直観的なリボンメニュー形式を使用しています。また、様々な解析機能、圧倒的な解析速度、優れたグラフィック表現および結果整理機能などを提供します。

JISA 事前登録番号 948-1506-454-130

### 建築分野 対象プログラム



**midas iGen** Ver.851

#### 汎用構造解析及び許容応力度計算

midas iGenは汎用構造解析プログラムと建築構造物を対象とした最適設計ツールを統合した構造解析システムです。どのような形状でもモデリングが可能で、静的解析、板・ソリッド要素などのFEM解析、免震・制震、材料・幾何非線形解析、増分解析など多様な解析を効率よく行うことができます。

JISA 事前登録番号 948-1608-028-160

# 制度詳細



経営力強化法による支援：  
[www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/)

中小企業者様等<sup>※1</sup>が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき

一定の設備<sup>※2</sup>を新規取得し、指定事業の用に供した場合、

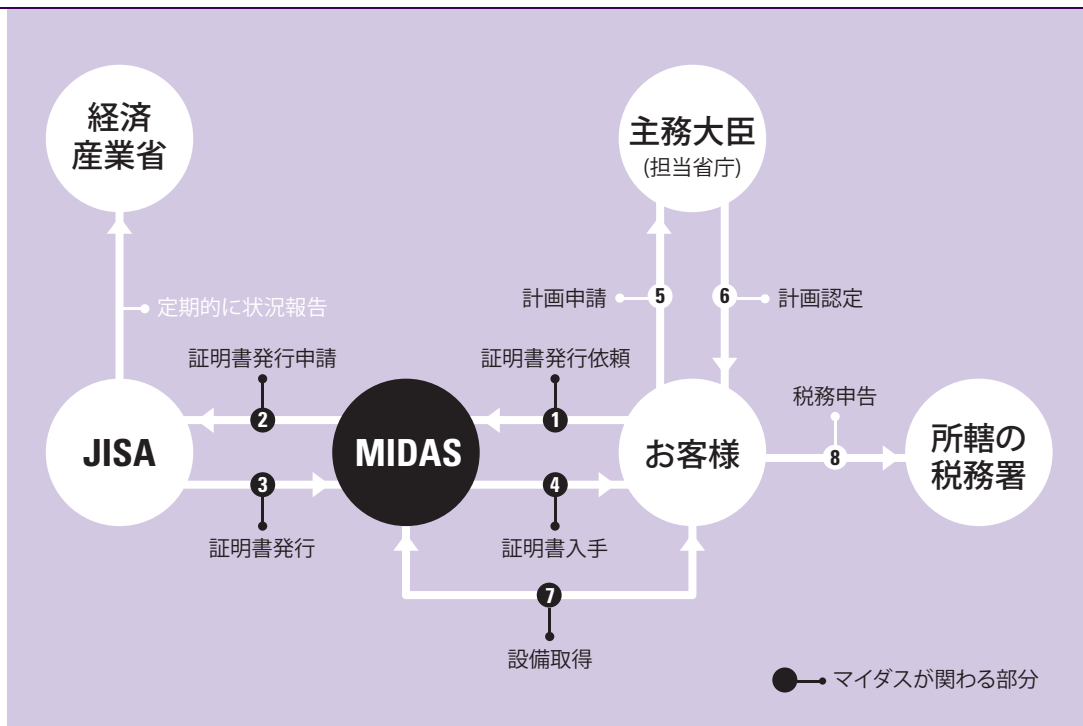
即時償却又は税額控除を選択適用することができます。

企業の規模	税制措置
資本金3千万円以下もしくは個人事業主	即時償却又は取得価額の10%の税額控除
資本金3千万円超～1億円以下	即時償却又は取得価額の7%の税額控除

※1 中小企業者様等：資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主など

※2 一定の設備：ソフトウェアの場合は70万円以上、バージョン発売5年以内

# 適用手続



- ① 証明書発行依頼：お客様がマイダスに証明書の発行を依頼
- ② 証明書発行申請：依頼を受けたマイダス担当者は、必要書類作成の上、JISAへ発行申請
- ③ 証明書発行：JISAは書類内容を確認の上、マイダスに証明書を発行
- ④ 証明書入手：証明書の発行を受けたマイダスは、依頼されたお客様に証明書を転送
- ⑤ 計画申請：お客様は④の確認を受けた設備を経営力向上計画に記載した必要書類を作成し、主務大臣に計画申請
- ⑥ 計画認定：主務大臣は計画認定書と計画申請書の写しを顧客に交付
- ⑦ 設備取得：マイダス該当商品導入  
※例外的に設備取得後に申請を行う場合は、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理されることが必要
- ⑧ 税務申告：税務申告時、納税書類に④の工業会証明書、⑤の計画申請書及び⑥の計画認定書（いずれも写し）を添付

※中小企業経営強化税制の詳細問い合わせ先は各経済産業局、

税法上の規定に関するお問い合わせに関しては公認会計士・税理士、または所轄の税務署までご確認ください。